

第2回食品表示部会 加工食品の表示に関する調査会 説明資料

# JAS法に基づく加工食品における個別品質表示基準の統合について (農産加工品、飲料関係)

平成26年1月23日 消費者庁食品表示企画課

# 第2回食品表示部会加工食品の表示に関する調査会で審議する個別品質表示基準 (農産加工品・飲料関係)

#### 農産加工品(10基準)

- ① 農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準
- ② トマト加工品品質表示基準
- ③ 乾しいたけ品質表示基準
- ④ 農産物漬物品質表示基準
- ⑤ ジャム類品質表示基準
- ⑥ 乾めん類品質表示基準
- ⑦ 即席めん品質表示基準
- ⑧ マカロニ類品質表示基準
- ⑨ パン類品質表示基準
- ⑩ 凍り豆腐品質表示基準

#### 飲料(4基準)

- ① 炭酸飲料品質表示基準
- ⑫ 果実飲料品質表示基準
- 13 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準
- ④ 豆乳類品質表示基準

# 統合におけるポイント(農産加工品、飲料関係)

| 論点1 | 個別品質表示基準の定義について              | 4  |
|-----|------------------------------|----|
| 論点2 | 個別品質表示基準の義務表示事項について          | 5  |
| 論点3 | 個別品質表示基準の表示の方法について           | 6  |
| 論点4 | 個別品質表示基準の一括表示枠外のその他の表示事項について | 9  |
| 論点5 | 個別品質表示基準の表示禁止事項について          | 10 |

### 論点1 個別品質表示基準の定義について

◆ 現行、個別の品質表示基準において規定されている定義については、横断的 事項に規定する。

具体的には、次の①及び②のように整理する。

- ① 用語の意味は、基本的に変更しない
- ② 名称、色、形状、大きさ等はそれぞれ別にまとめる

#### (1) 名称の定義(案) <例>

| 新基準に規定する項目 |   |  |
|------------|---|--|
| 用語         | 定義  |  |
| 乾めん類       | 次に掲げるものをいう。<br>1 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの<br>2 1に調味料・・・・・添付したもの |  |
| 干しそば       | 乾めん類のうち、そば粉を使用したものをいう。  |  |
| 手延べ干しそば    | 干しそばのうち、・・・・・ものをいう。   |  |
| 干しめん       | 乾めん類のうち、干しそば以外のものをいう。   |  |
| 手延べ干しめん    | 干しめんのうち、・・・・・ものをいう。   |  |
| :          | <u>:</u>  |  |

#### (2) 形状の定義(案) <例>

| 品目名   | 用語  | 定義   |
|-------|-----|--|
| パインアッ | 全 形 | 果皮及び果しんを除去した円筒状の果肉をいう。                             |
| プル    | 輪切り | 全形を、果軸に対し直角に、均一な厚さに切断した環状の果肉をいう。                   |
|       |     | :  |
|       | 立方形 | 果肉をほぼ均一な大きさに切断した立方形状の果肉をいい、一辺の長さがおおむね14mm以下のものをいう。 |
|       | 小 片 | 小さな果肉片であって、形及び大きさが不ぞろいのものをいう。                      |
| :     | :   | 4 :  |

## 論点2 個別品質表示基準の義務表示事項について

◆ 現行、個別の品質表示基準において規定されている義務表示事項について は、品目毎に個別的事項として規定する。

具体的には、品目別に定められた事項は、基本的にそのまま採用する。

#### 個別の義務表示事項(案)

| 品目名          | 表示項目     |
|--------------|----------|
| 農産物缶詰及び農産物瓶詰 | 形状       |
|              | 大きさ等     |
|              | 内容個数     |
|              | 使用上の注意   |
| トマト加工品       | 形状       |
|              | 使用上の注意   |
| 農産物漬物        | 原料原産地名   |
| 乾めん類         | 調理方法     |
|              | そば粉の配合割合 |
| マカロニ類        | 調理方法     |
| 果実飲料         | 使用方法     |
| 豆乳類          | 大豆固形分    |
|              | 使用上の注意   |

## 論点3 個別品質表示基準の表示の方法について①

◆ 現行、個別の品質表示基準において規定されている表示の方法のうち、加工 食品品質表示基準と重複する表示事項(名称、原材料名、内容量等)に係る 表示の方法は、横断的事項に係るものとして規定する。一方、加工食品品質 表示基準と重複しない表示事項(形状、大きさ等)に係る表示の方法は、個別 的事項に係るものとして規定する。

具体的には、次の①から④までを基本として整理する。

- ① 名称の表示の方法については、品目毎の現行基準を採用し、横断的事項に係る表示の方法の中で規定する。
- ② 原材料名、内容量の表示の方法については、加工食品品質表示基準の表示の方法を基本とし、横断的事項として規定する。ただし、必要なものについては、品目毎の表示の方法を定め、 横断的事項に係る表示方法の例外として整理する。
- ③ 添加物の表示の方法及び砂糖類の表示の方法については、横断的事項に係る表示の方法として、まとめられるものはルールを統一する。
- ④ 加工食品品質表示基準と重複しない表示事項(形状、大きさ等)の表示の方法については、 品目毎の現行基準を採用し、個別的事項に係る表示の方法として規定する。

# 論点3 個別品質表示基準の表示の方法について②

## 変更点(案)

| 品目名                        | 表示の方法を整理または変更しない事項             | 表示の方法を整理または変更する事項 |
|----------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 農産物缶詰及び農産物瓶詰               | 名称、内容量、形状、大きさ等、内容個数、使用上の<br>注意 |                   |
| トマト加工品                     | 名称、形状、使用上の注意                   |                   |
| 乾しいたけ                      | 名称、原材料名                        |                   |
| 農産物漬物                      | 名称、内容量、原料原産地名                  | 原材料名 (例2)         |
| ジャム類                       | 名称、内容量                         | 原材料名 (例2)         |
| 乾めん類                       | 名称、内容量、調理方法、そば粉の配合割合           | 原材料名 (例2) 他       |
| 即席めん                       | 内容量                            | 原材料名(例2)          |
| マカロニ類                      | 名称、調理方法                        | 原材料名 (例2)         |
| パン類                        | 名称、内容量                         | 原材料名 (例1)         |
| 凍り豆腐                       | 名称、原材料名、内容量                    |                   |
| 炭酸飲料                       | 名称、原材料名、印刷瓶詰炭酸飲料の表示            |                   |
| 果実飲料                       | 名称、使用方法、印刷瓶入り果実飲料の表示           | 原材料名 (例2) 他       |
| にんじんジュース及び<br>にんじんミックスジュース | 名称、原材料名                        |                   |
| 豆乳類                        | 名称、大豆固形分、使用上の注意                | 原材料名 (例2)         |

## 論点3 個別品質表示基準の表示の方法について③

#### 例1

パン類 (現行のパン類品質表示基準では、食品添加物以外の原材料と食品添加物を区分せずに重量の割合の多いものから順に記載するルールとなっているが、現行の加工食品品質表示基準に基づく、食品添加物以外の原材料及び食品添加物の区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載するルールに変更する。)

現行

- 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のア及びイに規定するところにより記載すること。
  - <u>ア 食品添加物以外の食品添加物以外の原材料は、「小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「シナモン」等とその最も一</u>般的な名称をもって記載すること。ただし、・・・・・記載することができる。
  - イ 食品添加物は、・・・・・記載すること。



変更後

#### 規定を削除

#### 例2

即席めん (栄養強化の目的で使用される食品添加物の表示方法については、加工食品の表示基準の横断的事項のルールとして統一して記載することとする。)

現行

〇 ・・・・<u>栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同府令第1条第2項第5号括弧書の規定にかかわらず、他の食</u>品添加物と同様に記載すること。



変更後

#### 横断的事項に係る表示の方法に移行

同様の品目:農産物漬物、ジャム類・乾めん類・即席めん・マカロニ類・果実飲料・豆乳類

## 論点4 個別品質表示基準の一括表示枠外のその他の表示事項

◆ 現行、品目毎に定められている一括表示枠外のその他の表示事項について は、新基準において品目毎に個別的事項として規定する。

#### 具体的には、品目毎の現行基準を採用する。

| 品目名              | 個別的事項として規定しているもの(案)   |
|------------------|---|
| 農産物缶詰及び<br>農産物瓶詰 | <ul> <li>○ アスパラガス缶詰・・・冷凍したアスパラガスを使用したものは「冷凍原料使用」と、グリンピース缶詰・・・もどし豆を使用したものは「もどし豆」と、マッシュルーム缶詰・・・塩蔵したマッシュルームを水で戻して使用したものは「もどし原料使用」と、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に・・・記載すること。</li> <li>○ えのきたけ缶詰・・・えのきたけをしょうゆ、砂糖類等と煮込んだものを詰めたものは「固形分」を、商品名・・・近接した箇所に、・・・と記載すること。</li> </ul>               |
| トマト加工品           | <ul> <li>○ 濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、・・・「濃縮トマト還元」の用語を表示すること。</li> <li>○ トマトピューレー及びトマトペーストにあっては、トマトの搾汁を「濃縮した度合」を、容器又は包装の見やすい箇所に、・・・、「トマトを裏ごしして、およそ3倍に濃縮してあります。」等と記載すること。</li> <li>○ トマト果汁飲料にあっては、商品名の表示されている箇所に、・・・「トマトの搾汁の含有率」を・・・表示すること。</li> </ul> |
| ジャム類             | <ul> <li>○ 次に定めるところにより、使用上の注意を、容器又は包装の見やすい箇所に、・・・明瞭に表示すること。</li> <li>○ 糖用屈折計の示度が60ブリックス度以下のものにあっては、「開封後は、10°C以下で保存すること」等と記載すること。</li> <li>○ 缶詰であって内面塗装缶以外の缶を使用したものにあっては、「開缶後は、ガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。</li> </ul>  |
| 果実飲料             | <ul> <li>○ 果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又ははちみつを加えたものにあっては、商品名の近接した箇所に・・・、「加糖」と記載すること。</li> <li>○ 果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、還元果汁を使用したものにあっては、商品名の近接した箇所に・・・活字により「濃縮還元」と記載すること。</li> <li>○ 希釈して飲用に供する果汁入り飲料にあっては、商品名の近接した箇所に活字により「□倍希釈時果汁○○%」と記載すること。</li> </ul>                 |
| 豆乳類              | ○ 商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、・・・・豆乳にあっては「豆乳」の用語、調製豆乳にあっては「調製豆乳」の用語、豆乳飲料にあっては「豆乳飲料」の用語を表示すること。  |

## 論点5 個別品質表示基準の表示禁止事項について①

◆ 現行、品目毎に定められている表示禁止事項については、新基準において品 目毎に個別的事項として規定する。

個別的事項については、次の①から③を基本として整理し、まとめる。

- ① 品目毎の現行基準を採用
- ② 等級がある日本農林規格で規定する格付け対象品目で、格付けが行われないものへの等級の表示については、加工食品の表示の基準の横断的事項として規定
- ③ 品目毎の義務表示事項の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語については、横断的事項として規定
  - ※ なお、加工食品品質表示基準の以下の表示禁止事項については、食品全般に係る一般的な表示禁止事項 として採用
    - (イ) 義務表示事項及び表示の方法の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
    - (ロ) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示
    - (ハ) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
    - (二) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示

#### 1 個別的表示事項として食品表示基準において規定するもの

| 品目名          | 表示禁止事項  |  |
|--------------|---|--|
| 農産物缶詰及び農産物瓶詰 | 天然、自然の用語、純正等の用語   |  |
| トマト加工品       | 生、フレッシュ等の用語、天然、自然の用語、トマトジュースドリンクの用語                         |  |
| 乾しいたけ        | 名産の用語、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語、官公庁が推奨している<br>かのように誤認させる用語 |  |
| 農産物漬物        | 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語、官公庁が推奨しているかのように誤<br>認させる用語       |  |
| ジャム類         | 特定の種類のものを特に強調する用語、通常より糖度が低い旨を示す用語、 果実等を多く含有<br>している旨を示す用語   |  |
| 乾めん類         | 手延べ等の用語、産地名を表す用語、製めん地・〇〇の用語                                 |  |

# 論点5 個別品質表示基準の表示禁止事項について②

## 1 個別的表示事項として食品表示基準において規定するもの(続)

| 品目名                        | 表示禁止事項                           |
|----------------------------|----------------------------------|
| 即席めん                       | 特定のものを特に強調する用語、そばの用語、生タイプの用語     |
| マカロニ類                      | 原材料の一部を特に表示する用語                  |
| 凍り豆腐                       | 天然、自然等の用語、純正等の用語                 |
| 炭酸飲料                       | 純正、ピュア一等の用語                      |
| 果実飲料                       | 生、フレッシュ等の用語、天然、自然の用語、純正、ピュア一等の用語 |
| にんじんジュース及びにんじんミック<br>スジュース | 生、フレッシュ等の用語、天然、自然の用語             |
| 豆乳類                        | 生、フレッシュ等の用語、天然、自然の用語             |

## 2 現行の表示禁止事項を削除するもの

| 品目名   | 表示禁止事項        | 理由  |
|-------|---------------|---|
| 即席めん  | 「中華めん」の用<br>語 | 現行、即席めん品質表示基準第5条において、「中華めん」の用語は、かんすいを使用しているものにしか表示できない。しかしながら、かんすいを使用していないものは「ラーメン」等の類似の用語で流通している商品があることから、現状にそぐわないため、表示禁止事項から削除することとしたい。 |
| マカロニ類 | 「即席」の用語       | 「即席」の用語は、即席めんのJAS規格で定めている製品との紛らわしさをなくすために規定しており、それぞれの個別品表で即席めんとマカロニ類の名称の定義を区分しており、誤認することがなく、現状にそぐわないため表示禁止事項から削除することとしたい。                 |